

経営事項審査の再審査について（令和5年1月1日施行分）

令和4年8月15日付で建設業法施行規則等が一部改正され、社会性（W）の評価において加点対象となる項目が令和5年1月1日付で追加されることとなりました。

この改正に伴い、改正前の審査基準での通知を受けた経営事項審査の結果については、以下により再審査の申立てをすることができます。

1 再審査の概要

（1）再審査の期間

令和5年1月1日（日）から令和5年4月30日（日）まで。（当日消印有効。）

基準改正から120日以内。（建設業法施行規則第20条第2項）

（2）再審査の対象者（ア、イの両方を満たす者のうち、**再審査を希望する者**）

ア．旧基準により、大分県知事から経営事項審査結果通知を受けている者

イ．再審査の申立てをする日において、経営事項審査結果通知書の有効期間（審査基準日から1年7ヶ月）が残っている者

（3）受付方法

郵送（書留やレターパック等、配達記録が残る方法とする。）に限る。

（4）申請書送付先

〒870-8501 大分県大分市大手町3-1-1

大分県土木建築部土木建築企画課建設業指導班

経営事項審査（再審査）担当

（5）手数料

無料（ただし、申請書類等の郵送料については申請者負担。）

2 再審査手続の留意事項

（1）再審査の申立ては、直近の審査基準日、かつ、結果通知日が令和5年1月31日までのものに限る。

（令和5年1月以降の申請分については新基準・新様式にて審査を行う。）

（2）この再審査は、提出された書類に基づいて制度改正の対象項目のみを再審査し、再度総合評定値を算出するものであり、今回の改正に関わらない申請内容については、一切変更できない。

（3）なお、令和4年度における大分県の格付や発注業務等の指標とする経営事項審査の点数は全て、旧基準による点数を用いる。

また、令和5年度における大分県の入札参加資格の格付や発注業務等の指標とする経営事項審査の点数に反映する場合は、令和5年1月20日（金）郵送必着までに再審査の申請を行うこと。

再審査結果をもって令和5年度公共工事等の競争入札参加資格申請を行う場合は、県土木建築企画課の受付印が押印された「経営規模等評価再審査申立書（様式第二十五号の十四 20001帳票）の写し」を入札参加資格申請書一式に同封のうえ、管轄土木事務所あてに入札参加資格申請を行うこと。詳細は、公共工事入札管理室のHPを参照すること。

（4）対面による審査は行いませんので、不備等があった場合は、電話やファックスにて補正指示を行います。補正が完了するまで、結果通知は発行できません。

（5）大分県に本店を有する大臣許可業者については、国土交通省九州地方整備局へ問い合

わせをお願いします。

3 再審査の申立てに必要な書類

1) 提出書類(正本1部、副本2部の計3部を提出。提出後の問い合わせや補正に対応出来るよう手元に控えを残してください。)

経営規模等評価再審査申立書(様式第二十五号の十四 20001 帳票)

工事種類別完成工事高/工事種類別元請完成工事高(別紙一 20002 帳票)の写し

技術職員名簿(別紙二 20005 帳票)の写し

その他の審査項目(社会性等)(別紙三 20004 帳票)

令和5年1月1日付改正に伴う以下の事項の追記・変更のみ変更を認めることとし、それ以外の事項の変更は認めない。

【建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況】

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況
- ・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況

また、審査基準日時点で認定を受けていることがわかる書類を併せて添付すること。

【建設機械の保有状況】

- ・「締固め用機械」「解体用機械」「ダンプ」「高所作業車」の建設機械の追加のみを認める。

追加する場合は、「建設機械保有状況内訳書」を添付すること。

なお、所有を証明する書類として売買契約書またはリース契約書を添付し、機械の種類に応じて以下の書類を併せて添付すること。

- ・ダンプ...自動車検査証の写し
- ・締固め用機械、解体用機械、高所作業車...特定自主検査証の写し

【国又は国際標準化機構が定めた規格による認証または登録の状況】

- ・エコアクション21の認証の状況

審査基準日時点で認証を受けていることがわかる「認証・登録証」の写しを添付すること。

旧基準による経営状況分析結果通知書の写し

旧基準による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

令和4年12月に経営事項審査を受審し、令和5年1月に結果通知を受領する予定の者で、再審査結果をもって令和5年度の大分県の入札参加資格の格付や発注業務等の指標とする経営事項審査の点数に反映する場合は後日の提出とする。(令和4年12月に経営事項審査を受審した旨を任意様式に記載のうえ提出すること)

上記、は、前回の申請書類の写しを添付すること。

委任状(行政書士による代理申請等を行う場合)

建設業許可変更届の写し

(旧基準による経営事項審査の申請日以降に、商号、所在地、代表者に変更のある場合)

廃業届(旧基準による経営事項審査の申請日以降に一部廃業した場合)

上記、は受付印のあるものの写しを添付すること。

再審査結果通知書及び副本を送付するための返信用の封筒

配達記録が残せるよう、簡易書留等に必要な代金の切手を貼付すること。

(レターパック等の記録付き封筒や、着払い伝票を貼付した封筒でも可)

本再審査結果をもって令和5年度公共工事等の競争入札参加資格申請を行う者は、当課から経営規模等評価再審査申立書(様式第二十五号の十四 20001 帳票)に受付印を押印のうえ返送するので、当該返送用の封筒(必ず切手を貼付する)を別途同封すること。

提出書類チェックリスト

(2) 再審査申し立て申請書の記載方法
別紙記載要領のとおり

4 再審査の結果通知について

再審査申請の受理日（書類不備や補正等がある場合は、不備・補正等が完了した日）の翌月末を目途に発行。